15　森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社についてする第十一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　第六項第一号及び第二号に掲げる書面

二　生産森林組合の総会の議事録

16　組織変更前の生産森林組合についてする第十二項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。この場合においては、前条において準用する商業登記法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その印鑑を登記所に提出することを要しない。

17　組織変更前の生産森林組合についてする第十二項の登記の申請書には、前条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面

三　当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）

18　第二十条第二項及び第三項の規定は、第十一項に規定する組織変更後の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書及び第十二項に規定する組織変更前の生産森林組合についてする同項の登記の申請書について準用する。

別表森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の項根拠法の欄中「（昭和五十三年法律第三十六号）」を削る。

（森林組合財務処理基準令の一部改正）

第四条　森林組合財務処理基準令（昭和五十三年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百一条第四項」を「第百一条第二項」に改める。

第二条第一項中「、かつ、組合又は連合会の自己資本は、第一号に掲げる額の百分の百四十に相当する額以上で」を削る。

第四条第二項中「の事業（」を「又は第百一条の二第一項に規定する森林経営事業（」に改め、「組合」の下に「又は連合会」を加える。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成八年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第四項第五号」を「第四条第四項第四号」に改め、「（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）」を削る。

第三条を次のように改める。

（林業・木材産業改善資金の償還期間の特例）

第三条　法第十五条の政令で定める期間は、十二年以内とする。

（国立研究開発法人森林総合研究所法施行令の一部改正）

第六条　国立研究開発法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令

第一条の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「森林総合研究所債券（以下「研究所債券」を「森林研究・整備機構債券（以下「機構債券」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第二条の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第三条第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第六条の見出しを「（機構債券申込証）」に改め、同条第一項中「研究所債券の」を「機構債券の」に、「森林総合研究所債券申込証（以下「研究所債券申込証」を「森林研究・整備機構債券申込証（以下「機構債券申込証」に改め、同条第二項中「研究所債券（」を「機構債券（」に、「振替研究所債券」を「振替機構債券」に、「研究所債券の」を「機構債券の」に、「研究所債券申込証」を「機構債券申込証」に改め、同条第三項中「研究所債券申込証は、研究所」を「機構債券申込証は、機構」に改め、同項第一号から第五号まで、第七号及び第十号中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項中「振替研究所債券」を「振替機構債券」に、「研究所に」を「機構に」に改める。

第八条の見出しを「（機構債券の成立の特則）」に改め、同条中「研究所債券の」を「機構債券の」に、「研究所債券を」を「機構債券を」に、「研究所債券申込証」を「機構債券申込証」に改める。

第九条の見出しを「（機構債券の払込み）」に改め、同条中「研究所債券」を「機構債券」に、「研究所は」を「機構は」に改める。

第十条第一項中「研究所は」を「機構は」に改め、同項ただし書中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改める。

第十一条の見出しを「（機構債券原簿）」に改め、同条第一項中「研究所は」を「機構は」に、「森林総合研究所債券原簿」を「森林研究・整備機構債券原簿」に、「研究所債券原簿」を「機構債券原簿」に改め、同条第二項中「研究所債券原簿」を「機構債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第十二条第一項中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改める。

第十三条の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「研究所は、法第十五条第一項」を「機構は、法第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項第一号中「研究所債券申込証」を「機構債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同項第二号中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第二条の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第三条第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第六条の見出しを「（機構債券申込証）」に改め、同条第一項中「研究所債券の」を「機構債券の」に、「森林総合研究所債券申込証（以下「研究所債券申込証」を「森林研究・整備機構債券申込証（以下「機構債券申込証」に改め、同条第二項中「研究所債券（」を「機構債券（」に、「振替研究所債券」を「振替機構債券」に、「研究所債券の」を「機構債券の」に、「研究所債券申込証」を「機構債券申込証」に改め、同条第三項中「研究所債券申込証は、研究所」を「機構債券申込証は、機構」に改め、同項第一号から第五号まで、第七号及び第十号中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項中「振替研究所債券」を「振替機構債券」に、「研究所に」を「機構に」に改める。

第八条の見出しを「（機構債券の成立の特則）」に改め、同条中「研究所債券の」を「機構債券の」に、「研究所債券を」を「機構債券を」に、「研究所債券申込証」を「機構債券申込証」に改める。

第九条の見出しを「（機構債券の払込み）」に改め、同条中「研究所債券」を「機構債券」に、「研究所は」を「機構は」に改める。

第十条第一項中「研究所は」を「機構は」に改め、同項ただし書中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改める。

第十一条の見出しを「（機構債券原簿）」に改め、同条第一項中「研究所は」を「機構は」に、「森林総合研究所債券原簿」を「森林研究・整備機構債券原簿」に、「研究所債券原簿」を「機構債券原簿」に改め、同条第二項中「研究所債券原簿」を「機構債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第十二条第一項中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改める。

第十三条の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「研究所は、法第十五条第一項」を「機構は、法第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同条第二項第一号中「研究所債券申込証」を「機構債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

本則に次の二条を加える。

（他の法令の準用）

第十四条　機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第三項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百二十五条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第一号